

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第 31 号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 17 年鴨川市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条を第 44 条とする。

第 36 条中「第 19 条第 3 号」を「第 20 条第 3 号」に改め、同条を第 43 条とする。

第 35 条中「第 18 条第 2 項」を「第 19 条第 2 項」に、「第 33 条第 2 項各号」を「第 40 条第 2 項各号」に改め、同条第 3 号中「の方法」を「をする方法」に改め、同条を第 42 条とする。

第 34 条中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条を第 41 条とする。

第 33 条第 1 項中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分及び第 2 号中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「(昭和 37 年法律第 152 号)」を削り、同条第 3 項中「第 18 条第 1 項」を「第 19 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）（以下「電子メール等」という。）の送信（当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。）」を「電子メール等の送信」に改め、同条を第 40 条とする。

第 32 条の次に次の 7 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出があった場合において知らせる事項）

第 33 条 条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定する出生時両立支援制度等は、次に掲げるものとする。

- （1） 育児休業法第 10 条第 1 項に規定する育児短時間勤務
- （2） 育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業
- （3） 条例第 8 条の 3 第 1 項の規定により深夜勤務をさせないこと。
- （4） 条例第 8 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定により正規の勤務時間以外の時間における勤務をさせないこと。
- （5） 第 4 条第 3 項第 1 号の規定により休憩時間を短縮すること。
- （6） 第 22 条第 12 号の規定による育児に係る休暇
- （7） 第 22 条第 14 号及び第 15 号の規定による配偶者の出産に伴う休暇
- （8） 前各号に掲げるもののほか、任命権者が定める制度又は措置

2 条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定するその他の事項は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 前項各号に掲げる制度又は措置
- （2） 条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定する出生時両立支援制度等の利用に係る申出の申出先
- （3） 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 70 条の 5 第 1 項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

(妊娠、出産等についての申出をした職員の意向を確認するための措置)

第34条 条例第18条第1項第2号に規定する面談その他の措置は、次に掲げるもの(第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1号に規定する電気通信をいう。)(以下「電子メール等」という。)の送信(当該職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。以下同じ。)

(職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項)

第35条 条例第18条第1項第3号に規定する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整

(3歳に満たない子を養育する職員に係る措置の方法等)

第36条 条例第18条第2項の規定により職員に対して同項各号に掲げる措置を講ずる場合は、次の各号に掲げる方法(第3号に掲げる方法にあつては、職員が希望する場合に限る。)のいずれかにより行わなければならない。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等の送信をする方法

2 条例第18条第2項に規定する規則で定める期間は、同項の対象職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

(3歳に満たない子を養育する職員に対して知らせる事項)

第37条 条例第18条第2項第1号に規定する育児期両立支援制度等は、第33条第1項各号(同項第6号又は第7号を除く。)に掲げる制度又は措置とする。

2 条例第18条第2項第1号に規定するその他の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項に規定する制度又は措置
- (2) 条例第18条第2項第1号に規定する育児期両立支援制度等の利用に係る申出の申出先

(3歳に満たない子を養育する職員の意向を確認するための措置)

第38条 条例第18条第2項第2号に規定する面談その他の措置は、次に掲げるもの(第3号に掲げる措置にあつては、職員が希望する場合に限る。)とする。

- (1) 面談
- (2) 書面の交付
- (3) 電子メール等の送信

(職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項)

第39条 条例第18条第2項第3号に規定する職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 始業又は終業の時刻
- (2) 勤務の場所
- (3) 業務量の調整

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。